

入札説明書

1 発注者（契約権者） 福島県立あだち支援学校長 七宮 弘暁

2 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札公告に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類を添付し、下記3の(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請を行うこと。なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分に注意すること。

- (1) 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。コピー可）
- (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）
- (3) 福島県内に本店、支店又は営業所を有することを証明する書類（パンフレット可）
- (4) 過去2年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務の実績があること、若しくは、過去2年の間、障がいのある児童・生徒の貸切バス運行業務の実績があることを示す「業務実績証明書（様式は任意とする）」
- (5) 通学バスを運行するにあたり、本校が必要とする大きさ、乗車定員を満たす車両を保有していることを証する書類（車検証のコピー可）

3 資格確認申請書等の提出等

電子メール、郵送又は持参により次のとおり提出し、本件入札に参加を希望する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限
令和7年7月18日（金）午後4時（郵送可とするが、期限必着）
なお、持参による場合は、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時までの間とする。
- (2) 提出場所
郵便番号969-1101
福島県本宮市高木字井戸上45番地
福島県立あだち支援学校 本宮校舎 職員室（事務担当）
電子メール adachishien@pref.fukushima.lg.jp
- (3) 資格確認結果通知
当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により別途通知する。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（入札書に記載する金額の100分の110に相当する額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（以下、「財務規則」という）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。なお、免除を希望する場合は、入札保証金納付免除申請書（様式3）と免除要件に該当することを証する書類の写しを資格確認申請書とともに提出すること。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月28日（月）午後2時
- (2) 場所 福島県立あだち支援学校 本宮校舎 多目的室
（福島県本宮市高木字井戸上45番地）

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)に示す場所に提出すること。
- (2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合にのみ、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。
なお、押印を省略する場合は、上記イと同様とする。
 - エ 入札日までに、社名・代表者名等の変更が生じた場合は、入札書にその内容を明らかにできる書類を添付して提出すること。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付した者は、その領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 初回入札が無効（ただし、下記11の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (7) 開札時に持参するもの
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し
 - イ 再度の入札に使用する印鑑
 - ウ 委任状（様式5）（代表者から入札等に関する委任を受けたものに限る。）
 - エ 予備の入札書用紙

8 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立あだち支援学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式6-1）により福島県立あだち支援学校（電話 0243-24-8960、電子メール adachishien@pref.fukushima.lg.jp）に令和7年7月10日（木）午後4時までに説明を求めることができる。
※仕様書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【仕様書等の質問書】通学バス運行業務委託（会社名）」として提出すること。
※質問の送付は、原則、電子メールによることとするが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。
- (2) 福島県立あだち支援学校は、入札説明書等に関する回答書（様式6-2）にて、福島県立あだち支援学校ホームページに掲載する方法により回答する。
- (3) 入札者は所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする

が、都合があるときは、この限りではない。

- (4) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けさせなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 入札者又はその代理人以外の者は、開札場所に入場することができない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後において入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引き換え又は撤回をすることができない。

10 入札取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者又は担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) 鉛筆書きによる入札書
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の1第1項第号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14 契約書等の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する委託契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定する期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

15 契約条項

契約条項は、契約書（案）及び財務規則による。

16 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

17 当該契約に関する事務を担当する部門

上記3の(2)と同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないとみとめられるとき。
 - (3)～(4) （略）
- 2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) （略）
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) （略）
 - (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等をむ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5)～(18) （略）
- 2 （略）